

大館市農業委員会総会議事録

令和3年4月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年4月15日（水）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	渡邊 久留美	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
2番	石山 元一	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
3番	阿部 重信	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
6番	小畑 純市	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
4番	斎藤 重春				
7番	伊藤 昇				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	1番	渡邊 久留美	2番	石山 元一	
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 6 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可の取消願いについて
報告第 8 号	事務局職員の任免について
報告第 9 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
報告第 10 号	贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について
議案第 19 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 21 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権移転）
議案第 22 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 23 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
議案第 24 号	令和 3 年度大館市農作業標準賃金の設定について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、齋藤 重春 委員、伊藤 昇 委員、より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 1 番 渡邊 久留美 委員、議席番号 2 番 石山 元一 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (3 月総会～4 月総会) について
- ・報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 6 号 農用地利用配分計画 (農地中間管理機構分) の認可につ

いて

- ・報告第7号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
- ・報告第8号 事務局職員の任免について
- ・報告第9号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
- ・報告第10号 贈与税・不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

19番（渡邊委員）

報告5号について、No.69から73の件に関して、非常に多く解約しているが、詳細をお知らせ願いたい。

事務局

お答えいたします。No.69から73は、同じ法人が借りていたもので、長走・白沢で経営の縮小を図っているようですが、あぐりっこ大館が引き継いで借り受ける予定となっています。

議長

ほかに質問はありますか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第19号『農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22ページをお開き願います。

議案第19号 農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）

設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和3年4月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、23ページのNo.10からNo.12の3件で、田の面積は244㎡、畑の面積は1,872㎡であります。

借り受けの事由は、3件とも「新規就農」で、貸借期間はNo.10とNo.11は10年、No.12は5年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1～3ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは議案19号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

19番

19番の渡邊 久雄です。

No.10から12は新規就農者となっているが、面積が小さく、新規就農で営農を継続して行けるのか、別の何かの足がかりなのか。いいことだと思うが、説明をお願いしたい。

事務局

お答えいたします。台帳上経営面積が無い方が、1反歩以上取得した場合に農業者と認めています。1反歩少しの面積で農業者となる訳ですが、今回はそれに近いケースになります。

3件とも販売はせず、自家消費分を耕作するもので、新規就農となってい

ますが、これまでも畑を口約束で借りて耕作しており、今回、農業委員会を通して正式に貸借をしようとするもので、営農計画書を提出して頂き、審査を行っております。

16 番

16 番の菅原 和久です。

新規就農者の年齢をお知らせ願いたい。

事務局

No.10、11 の能登谷さんは 50 歳程。No.12 の虻川さんは 70 歳代です。

議長

ほかにご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 19 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします

次に、議案第 20 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

25 ページをお開き願います。

議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、26 ページの No.19 から No.24 までの 6 件で、地目は田が 11,933 ㎡、

畑が 850 m²で、面積合計は 12,783 m²であります。

譲受の事由は、No.19 は「受贈」で、No.20 は「新規就農」、No.21 からNo.24 の 4 件は「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 4 ページから 9 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 20 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

14 番

14 番の浅利 瑞穂です。

No.20 が新規就農、耕作面積が 11a となっているが、どういう意味か。

事務局

No.20 は 260 m²となっておりますが、議案 19 号のNo.12、892 m²と合わせて経営面積が 1 反 1 畝になるということであります。

議長

ほかにありますか。

議長

ないようですので、議案第 20 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします

次に、議案第 21 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

31 ページから 35 ページまで、令和 3 年度農用地利用集積計画（第 1 号）の新規に利用権を設定するものが記載されておりますが、1 箇所記載の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

34 ページ 新-56 の権利を設定する土地欄、比内町笹館字伊勢堂岱 149 外 2 筆となっておりますが、外 1 筆と訂正をお願いいたします。

決定依頼の件数は、新 - 1 から新 - 72 までの 72 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 6 件、2 年が 2 件、3 年が 14 件、4 年が 2 件、5 年が 19 件、6 年が 3 件、7 年が 2 件、10 年が 24 件で、地目は田の面積が 446,796.91 m²、畑の面積が 8,657 m²、面積合計は 455,453.91 m²であります。

次に、36 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再-1、2 の 2 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。2 件とも契約期間 5 年で、すべて田で、面積合計は 3,126 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 21 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに、「32 ページの新-27 を除いた新-1 から新-72 まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-27 を除いた新-1 から新-72 まで」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「32 ページの新-27」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 8 番 高坂 千悦 委員は退席願ひます。

(8 番 高坂 千悦 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「新-27」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 8 番 高坂 千悦 委員は入室をお願ひします。

(8 番 高坂 千悦 委員 入室し着席)

議長

次に、36 ページの再一1、再一2について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、36 ページの再一1、再一2 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案のとおり可決することとします。

次に、議案第 22 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37 ページをお開き願います。

議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

38 ページには、令和 3 年度農用地利用集積計画（第 1 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所一1 の 1 件で、所有権を移転するもので、地目は田、面積は 3,706 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 22 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 22 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 23 号『農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

39 ページをお開き願います。

議案第 23 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地取得「下限面積」の設定について意見を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

40 ページには、設定についての内容が記載されております。

2 月 15 日開催の農地調整小委員会に於いて内容が検討され、3 月 12 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

設定する別段の面積は、昨年度に引き続き 10 アール、「空き家に付属した農地」は 0.1 アールとすることとし、設定区域は大館市内全域で、令和 3 年 5 月 1 日から適用しようとするものであります。

提案理由は、遊休農地対策のための小規模農家への権利移動の促進や、新規就農者等の受け入れによる農地の有効利用を図るため、大館市内全域にお

いて別段の面積を引き続き 10 アールに設定し、また、移住・定住促進に伴う地域の活性化と農地の有効活用を図るため、「空き家に付属した農地」に関しては 0.1 アールに設定するものです。

なお、「空き家に付属した農地」とは「空き家バンク」に登録された家屋に近接する農地であって、農業委員会が指定した農地とします。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 23 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

8 番

8 番の高坂 千悦です。

「空き家に付属した農地」とは、「空き家バンク」に登録された家屋に近接する農地となっているが、「空き家バンク」に登録していない空き家もあるが、それに対しては対象にならないのか。

事務局

「空き家バンク」に登録したものでなければ、0.1a の対象にはなりません。「空き家バンク」に登録した家屋に近接すると明記していますので、登録していない空き家に入居した方が希望しても、これには当てはまらないことになります。

8 番

有効活用を図るためには該当するのではないか。

事務局

10a 以上ということであれば、「空き家バンク」の登録に関係なく該当いたします。

議長

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 23 号について原案どおり決してご異議ございま

せんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 24 号『令和 3 年度大館市農作業標準賃金の設定について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

41 ページをお開き願います。

議案第 24 号 令和 3 年度大館市農作業標準賃金の設定について

令和 3 年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意見を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内容については、42 ページ「令和 3 年度大館市農作業標準賃金表（案）」のとおりで、2 月 15 日開催の農業振興小委員会に於いて内容が検討され、3 月 12 日の情報共有会議で報告・協議のうえ議案となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 24 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 24 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 50 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 4 月 15 日

議 長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 2 番

農地法第3条調査書

議案第19号 No.10		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市北神明町・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市城西町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市北神明町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきており、今後も、新規就農者として正式に本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第19号 No.11	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市字観音堂・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市有浦四丁目・・・・・・・・	氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市北神明町・・・・・・・・	氏名 △△△△
	作成者		
	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農のため本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第19号 No.12	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字沢端・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・・・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市東台三丁目・・・・・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が新規就農のため本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月4日、虻川マキ子 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.19		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市字下綱・・・・・・ほか・・・・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市下代野字中道南・・・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市下代野字中道南・・・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の農家へ貸付し耕作が行われていたが、今後は、譲受(借)人が経営承継する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.20	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市東台三丁目・・・・・・ほか・・・・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市東台三丁目・・・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきており、今後も、新規就農者として正式に本申請地を借り入れ、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.21		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市根下戸字小館花尻・・・・・・ほか・・・・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市中道一丁目・・・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字上四羽出・・・・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.22	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字吉淵・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市中道一丁目・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字長木川南・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月8日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第20号 No.23	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字芋岱・・・・・・ほか・・・・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字赤川・・・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)及び譲渡(貸)人以外の農家へ貸付し耕作が行われていたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月7日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第20号 No.24	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字中沼田・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 氏名
		東京都板橋区小茂根二丁目・・・・・・・・ ○○○○
	譲受(借)人	住所 氏名
		大館市比内町笹館字中沼田・・・・・・・・ △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月4日、菅原一成 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない